

オガワエコノス

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員（非正規労働者を含む）が、その能力を発揮し、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間 2025年4月1日～2027年3月31日までの2年間

2、内容

目標1：年間の有給休暇を+10日間付与し、1人当たりの所定外労働時間を月平均8時間以内に維持する。

※2023年度 月平均5.8時間/人

〈対策〉

- ① 2025年4月～ 全従業員に対して、年間有給休暇を+10日間付与。
- ② 2025年4月～ 毎月の定例会議で部署ごとの所定外労働時間を公表し、啓発を行う。
- ③ 2025年5月～ 部署ごとに「早帰りの日」を月4日間以上制定する
- ④ 2026年4月～ チームごとに人時生産性に関する目標を設定し、評価基準に組み入れる。

目標2：男性の育児休業の取得率100%を維持する。

〈対策〉

- ① 2025年8月～ 休業に関する相談窓口を開設し、従業員が利用しやすい仕組みをつくる。
- ② 2025年10月～ 育児休業制度に関する従業員向けパンフレットを作成し、全従業員に配布、周知を図る。
- ③ 2026年4月～ 各職場において休業者の業務カバー体制（業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）を検討し実施する。